

○下松市市民活動団体登録要綱

平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日
制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、下松市が市内で活動する市民活動団体の情報を収集し、広く公開することにより、これから市民活動を始めようとする市民のきっかけづくりを行うとともに、市民活動団体の組織強化並びに団体間の連携及び情報交流の促進を図り、もって下松市内における市民活動を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民活動」とは、次に掲げる要件を満たす活動をいう。

- (1) 市民の自主性・自発性に基づく活動であること。
- (2) 営利を目的としない活動であること。
- (3) 不特定かつ多数の者の利益増進に寄与する活動であること。
- (4) 市民に対して内容が開かれた活動であること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする活動でないこと。

(登録の要件)

第 3 条 市民活動団体として登録できる団体は、市民活動を行う 3 人以上で組織する民間団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、宗教団体、政治団体及び企業団体（企業に所属する者で構成し、かつ、団体名に当該企業名が含まれるものをいう。）は除く。

- (1) 下松市内に事務所を有し、又は主に下松市内で活動する団体であること。
- (2) 共益的若しくは互助的な活動又は個人の趣味的な活動を目的とする団体、公益法人、自治組織等でないこと。
- (3) 加入及び脱退の自由が保障されていること。

(登録の申請)

第 4 条 市民活動団体として登録しようとする団体は、市民活動団体登録申請書（別記第 1 号様式）に、当該団体の規約又は会則を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(登録)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、市民活動団体として登録し、次に掲げる事項を市のホームページに掲載するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名

- (3) 事務所の所在地及び連絡先に関する事項
- (4) 設立の時期
- (5) 会員数
- (6) 会員募集及び会費に関する事項
- (7) 団体の目的及び活動分野に関する事項
- (8) 具体的な活動状況及び活動地域に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(情報の公開)

第6条 市長は、前条に定める市のホームページへの掲載のほか、適切な方法により前条の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）の情報を公表するものとする。

(登録の変更)

第7条 登録団体は、登録事項に変更があった場合は、速やかに、市民活動団体登録事項変更届（別記第2号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。
- (3) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (4) その他市長が登録を不適当であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定による抹消を行ったときは、当該登録団体に市民活動団体登録抹消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(登録の確認)

第9条 市長は、登録団体に対し、登録内容その他必要と認める事項について、毎年度末に確認を行うものとする。

(平28. 3. 14・全改)

(庶務)

第10条 市民活動団体の登録に関する庶務は、地域振興部地域政策課において処理する。

(平24. 3. 27・平30. 3. 30・令2. 10. 30・令5. 3. 31・一部改正)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 21 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 14 日）

この要綱は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 30 日）

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

市民活動団体登録申請書

年 月 日

下松市長 様

申請団体名

代表者名

所在地

下松市市民活動団体登録要綱第4条の規定により、次のとおり登録したいので申請します。

※印の項目については非公開

団体名 (正式名称)	フリガナ	特定非営利活動法人格
		(有・無)
代表者名	フリガナ	
※代表者連絡先	〒 -	
	電話番号 ()	
主たる事務所の 所在地	〒 -	
	電話番号 ()	
	ファックス番号 ()	
	Eメール・HPアドレス	
会員数	人 (年 月 日現在) 内訳 (男性 人、女性 人)	

設立時期 (NPO 法人の場合は 認証年月日)	年 月
会員募集の有無	有 ・ 無
※入会の条件等	
会費の有無	有 ・ 無
※会費の詳細	年額 ・ 月額 円／人
活動分野 (該当する□印に レ点をつけ、主た る活動分野1つを ○で囲む)	☐ : 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ☐ : 社会教育の推進を図る活動 ☐ : まちづくりの推進を図る活動 ☐ : 観光の振興を図る活動 ☐ : 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ☐ : 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ☐ : 環境の保全を図る活動 ☐ : 災害救援活動 ☐ : 地域安全活動 ☐ : 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ☐ : 国際協力の活動 ☐ : 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ☐ : 子どもの健全育成を図る活動 ☐ : 情報化社会の発展を図る活動 ☐ : 科学技術の振興を図る活動 ☐ : 経済活動の活性化を図る活動 ☐ : 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ☐ : 消費者の保護を図る活動 ☐ : 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ☐ : 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
活動の目的 (規約等記載の 目的)	

活動状況	活動の内容
	活動場所・活動日・時間帯など
活動地域	
その他(団体PR等)	

備考

- (1) 規約、会則、総会資料等の写しを添付してください。
- (2) 虚偽の記載、公序良俗に反する等不適当と思われる場合は、通知せずに抹消する場合があります。
- (3) 登録事項は原則公開としますが、活動に支障を来す場合は、ご相談ください。

別記第2号様式（第7条関係）

市民活動団体登録事項変更届

年 月 日

下松市長 様

申請団体名

代表者名

住所

次のように登録事項を変更しましたので、下松市市民活動団体登録要綱第7条の規定により、届け出ます。

1 変更する項目

2 変更後の内容

注 「変更する項目」には変更された箇所及び内容を記入し、「変更後の内容」には変更後の内容を記入して下さい。

別記第3号様式（第8条関係）

市民活動団体登録抹消通知書

年 月 日

様

下松市長

下松市市民活動団体登録要綱第8条の規定により、市民活動団体登録の登録内容を抹消します。

（登録抹消の理由）

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

（令 3 . 3 . 3 0 ・一部改正）

別記第 2 号様式（第 7 条関係）

（令 3 . 3 . 3 0 ・一部改正）

別記第 3 号様式（第 8 条関係）